

一般事業主 行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境を作ることによって、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和05年09月21日～令和10年09月20日までの5年間

2. 内容

目標1：職場と家庭の両方において男女が共に活躍するための男性の育児休業（休暇）の取得促進を図る。

<対策>

- 育児休業制度に関するパンフレットを作成し、両立支援制度、育児休業給付、休業中の社会保険料免除などについて周知する
- 相談窓口にて、従業員から育休関連等の相談を随時受け付ける
- 育休取得予定者に「育休復帰支援プラン」の策定を行う

目標2：育児休業等を取得しやすい環境作りのため、業務体制の見直し等を行う。

<対策>

- 育児休業中の対応、休業後の労働条件に関する事項の整備
- 業務引継ぎ要員の人選や業務内容を見直し、業務体制を構築